第 50 号（第55条関係）（平27内府令６・全改、令元内府令12・令２内府令85・一部改正）

第　　号

教　習　資　格　認　定　証

写　真
押し出しスタンプ

本籍

住所

氏名

年　　月　　日生

上記の者は、銃砲刀剣類所持等取締法第９条の５第１項に定める射撃教習を受ける資格があることを認定する。

射撃教習に係る銃種	
有　効　期　間	年　　月　　日まで

交付　　年　　月　　日

公安委員会　　印

備考　１　用紙は、洋紙とすること。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。